

長建協発第389号
平成27年12月4日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請事業者への配慮等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中小企業においては、近時における原材料価格、エネルギー価格、人件費等の上昇による収益圧迫等に直面しているところであり、さらに、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たっては、資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念されているところであります。

こうした状況を踏まえ、今般、親事業者が下請取引を行う際には、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう必要な配慮を行うこと等を定めた「下請中小企業振興法」（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」を遵守するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為がないよう措置を講じるよう、全建を通じ国土交通大臣及び経済産業大臣より別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。